

(別紙)

## 最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書

中央最低賃金審議会は2023年度の最低賃金について、Aランクで41円、Bランクで40円、Cランク39円をプラスするとして目安を厚生労働大臣に答申しました。それを受けて新潟地方最低賃金審議会では1円加算の「41円」とし、「931円」としました。しかしながら、最高額の東京都との差は182円もの格差があります。また、北陸・関東・信越の13都県中最下位です。とても納得できるものではありません。私たちは格差を是正するため、最低賃金法を改正し、全国一律制度にすることを求めています。

一昨年から続いている物価の高騰が国民生活を圧迫し、特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣・契約などの非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活崩壊が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも深刻な打撃を与えています。

全国労働組合総連合が取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも時給1,500円以上、最近の調査では1,700円が必要であることが明らかになりました。

昨年9月、岸田首相は2030年代半ばまでに最低賃金の加重平均を1,500円に引き上げると表明しましたが、10年以上このままの状態を続けることは困難です。

最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。骨太の方針にも「適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優遇的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する」と示されています。日本商工会議所などの中小企業団体が求める社会保険料の減免も含めた支援の強化を求めるものです。

### 記

1. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
2. 政府は、地域別最低賃金1,500円以上めざすこと。
3. 政府は、最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月25日

新潟県南蒲原郡田上町議会